

香川県スポーツ少年団専門部会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、香川県スポーツ少年団設置規程第18条の規定に基づき、設置する専門部会（以下「部会」という。）の運営、その他必要な事項を定めるためこの規程を制定する。

第2章 種類及び審議事項

第2条 部会の種類は、総務部会、活動開発部会、広報普及部会、指導者・リーダー育成部会とする。

2 その他、必要に応じて部会を設けることができる。

第3条 総務部会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 育成員、認定員の養成計画に関すること。
- (4) 組織整備強化事業に関すること。
- (5) その他、他の部会に属しないこと。

第4条 活動開発部会は、次の事項を審議する。

- (1) 国内交流活動事業に関すること。
- (2) 国際交流活動事業に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第5条 広報普及部会は、次の事項を審議する。

- (1) 会報、刊行物に関すること。
- (2) 表彰に関すること。
- (3) スポーツ少年団活動に関する調査研究に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第6条 指導者・リーダー育成部会は、次の事項を審議する。

- (1) 指導者研修事業に関すること。
- (2) リーダーの養成に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 組 織

第7条 部会に、部会長及び部員若干名を置く。

- 2 部会長及び部員は、常任委員会の推挙する常任委員のうちから、本部長が委嘱する。
- 3 本部長は、前項のほか常任委員会に諮って学識経験者のうちから、部員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から実施する。